

岡山県公報

発行 岡山県



目次

担当課(室)

目次

担当課(室)

【条 例】

- 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県税条例の一部を改正する条例
- 過疎地域における県税の特例に関する条例等の一部を改正する条例
- 岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例
- 地方活力向上地域における県税の特例に関する条例
- 岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例の一部を改正する条例
- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する等の条例
- 岡山県環境への負荷の低減に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県がんだん登録審議会条例
- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

人事課

税務課

〃

〃

〃

県民生活交通課

情報政策課

環境管理課

医療推進課

〃

河川課

- 社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

子ども未来課

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

〃

- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

障害福祉課

- 岡山県職業訓練関係手数料徴収条例及び岡山県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

労働雇用政策課

- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

農村振興課

- 公布した条例の解説

【解説】

総務学事課

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十二号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年岡山県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表傷病補償年金の項中「（以下この条において「障害厚生年金」を「又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この表において「年金一元化法」という。）附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項に規定する障害共済年金（以下この条において「障害厚生年金等」に、「障害厚生年金（当該）」を「障害厚生年金等（当該）」に、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。遺族補償年金の項において「年金一元化法」という。）」を「年金一元化法」に、「障害厚生年金が」を「障害厚生年金等が」に改め、同表障害補償年金の項中「障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に改め、同表遺族補償年金の項中「（以下この条において「遺族厚生年金」を「又は年金一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項に規定する遺族共済年金（以下この表において「遺族厚生年金等」に、「遺族厚生年金（当該）」を「遺族厚生年金等（当該）」に改め、同条第二項の表中「障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。

（経過措置）

2 新条例附則第五条の規定は、平成二十七年十月一日以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償（非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項に規定する年金たる補償をいう。以下同じ。）及び休業補償（同条例第八条の休業補償をいう。以下同じ。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

岡山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十三号

岡山県税条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「事項を」を「事項（納税義務者及び特別徴収義務者にあつては、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）

第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を含む。）を」に改める。

第四十二条の二の三第二項第一号を次のように改める。

一 名称、所在地及び法人番号

第五十二条の二第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 法人番号

第五十三条の二第二項第一号を次のように改める。

一 名称、所在地及び法人番号

第五十五条の二中「行なう」を「行う」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 氏名、住所及び個人番号

第五十七条の二第二項第一号を次のように改める。

一 氏名、住所及び個人番号

第五十八条の三第一項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号

第六十二条第一項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号

第六十二条第二項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号

第六十二条第二項第二号中「一むね」を「一棟」に改める。

第六十六条の二第二項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号

第七十条第三項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号

第八十条第二項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称、住所又は所在地、登録番号及び個人番号又は法人番号

第八十二条第一項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号

第九十八条第一項中「前条」を「第九十七条」に改める。

第一百四十一条第二項第一号イを次のように改める。

イ 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号

第百四条の十八第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号
第百四条の二十第一項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号
第百四条の二十一第一項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号
第百四条の二十五第二項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号
第百十八条第一項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号
第百十九条の二第二項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号
第百三十三条の二第二項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号
第百六十七条第二項第一号を次のように改める。

一 氏名、住所及び個人番号

附則第十四条第二項中「第二十三条第四号の二」を「第二十三条第一項第四号の二」に改める。

附則第十四条の七を附則第十四条の八とし、附則第十四条の六の次に次の一条を加える。

（都市再生特別措置法に係る認定事業の用に供する不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第十四条の七 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十三条に規定する認定事業者が同法第二十四条第一項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第二十五条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。ただし、当該取得が同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合にあつては、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第二十一条の二第三項の表中「第百四条の八」を「第百四条の八第一項」に、「第百四条の十二第一項第六号」を「第百四条の十二第六号」に改める。

第二条 岡山県税条例の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の六条を加える。

（徴収の猶予の方法）

第十一条の二 知事は、法第十五条第三項に規定する徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）をする場合には、当該徴収の猶予に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴

収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内の各月（知事がやむを得ない理由があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月。以下この節において同じ。）に分割して納付又は納入（以下この節において「分割納付等」という。）をさせることができる。この場合において、知事は、当該各月に納付させ、又は納入させる金額を定めるものとする。

2 前項の規定は、法第十五条第五項に規定する徴収の猶予期間の延長（次項及び次条第四項において「徴収の猶予期間の延長」という。）について準用する。

3 知事は、前二項の規定により分割納付等をさせるときは、その旨、各月に納付し、又は納入すべき金額その他必要な事項を徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を申請した者に通知しなければならぬ。

4 知事は、第一項又は第二項の規定により分割納付等をさせる場合において、当該分割納付等をする者が前項の規定により通知された分割納付等をすべき金額をその月に納付し、若しくは納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるとき又は法第十五条の三第一項の規定により徴収の猶予を取り消すときは、徴収の猶予をする期間内の各月に納付し、又は納入すべき金額を変更することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

（徴収の猶予の申請手続等）

第十一条の三 徴収の猶予（法第十五条第一項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号

二 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実があること。

三 前号の事実に基づき当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

四 徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間

五 分割納付等をしようとする場合は、その旨及び徴収の猶予を受けようとする期間内の各月に納付し、又は納入しようとする金額

六 徴収の猶予を受けようとする金額が五十万円を超え、かつ、徴収の猶予を受けようとする期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及びその所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名又は名称及び住所又は所在地。第四項第五号及び第十一条の六において同じ。）又は担保を提供することができる特別な事情

七 その他参考となるべき事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

二 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

三 収入及び支出の実績及び見込みを明らかにする書類

四 前項第六号の担保の提供に関する書類として規則で定めるもの

- 五 その他知事が必要と認める書類
- 3 第一項（第二号を除く。）及び前項（第一号を除く。）の規定は、徴収の猶予（法第十五条第二項の規定によるものに限る。）について準用する。この場合において、第一項第三号中「前号の事実に基づき当該」とあるのは、「当該」と読み替えるものとする。
- 4 徴収の猶予期間の延長の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号
 - 二 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができる期間内において、徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間
 - 三 徴収の猶予期間の延長を受けようとする金額及びその期間
 - 四 分割納付等をしようとする場合は、その旨及び徴収の猶予に係る期間内の各月に納付し、又は納入しようとする金額
 - 五 徴収の猶予期間の延長を受けようとする金額が五十万円を超え、かつ、徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及びその所在又は担保を提供することができない特別の事情
 - 六 その他参考となるべき事項
- 5 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - 二 収入及び支出の実績及び見込みを明らかにする書類
 - 三 前項第五号の担保の提供に関する書類として規則で定めるもの
 - 四 その他知事が必要と認める書類
- 6 法第十五条の二第四項の条例で定める書類は、第二項第四号及び前項第三号に掲げる書類とする。
- 7 法第十五条の二第六項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、同条第七項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して二十日以内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。この場合においては、当該期間内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなかつたときは、当該申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、当該期間を経過した日において当該申請を取り下げたものとみなす。

（職権による換価の猶予）
- 第十一条の四 第十一条の二（第二項を除く。）の規定は、法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予（以下この節において「職権による換価の猶予」という。）及び同条第二項において読み替えて準用する法第十五条第四項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長（次項において「職権による換価の猶予期間の延長」という。）について準用する。この場合において、第十一条の二第一項中「する金額」とあるのは「する金額（その納付又は納入を困難とする金額

として令で定める額を限度とする。）」と、「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。

2 知事は、職権による換価の猶予をする場合又は職権による換価の猶予期間の延長をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

一 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

二 収入及び支出の実績及び見込みを明らかにする書類

三 職権による換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長に係る金額が五十万円を超え、

かつ、職権による換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長に係る期間が三月を超える場合には、法第十六条第一項各号に掲げる担保の提供に関する書類として規則で定めるもの

四 その他知事が必要と認める書類

(申請による換価の猶予)

第十一条の五 知事は、職権による換価の猶予によるほか、滞納者が徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、徴収金の納期限から六月以内にされたその者の申請に基づき、法第十五条の六第一項の規定により、一年以内の期間を限り、その納付し、又は納入すべき徴収金(徴収の猶予を受けているものを除く。)につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

2 第十一条の二(第二項を除く。)の規定は、前項に規定する換価の猶予(以下この節において「申請による換価の猶予」という。)及び法第十五条の六第三項において準用する法第十五条第四項の規定による申請による換価の猶予をした期間の延長(次条第三項及び第五項において「申請による換価の猶予期間の延長」という。)について準用する。この場合において、第十一条の二第一項中「する金額」とあるのは「する金額(その納付又は納入を困難とする金額として令で定める額を限度とする。）」と、「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。

第十一条の六 申請による換価の猶予の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号

二 申請による換価の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細

三 納付又は納入が困難である金額

四 申請による換価の猶予を受けようとする期間

五 申請による換価の猶予を受けようとする期間内の各月に納付し、又は納入しようとする金額

六 申請による換価の猶予を受けようとする金額が五十万円を超え、かつ、申請による換価の猶予を受けようとする期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及びその所在又は担保を提供することができない特別の事情

- 七 その他参考となるべき事項
 - 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - 二 収入及び支出の実績及び見込みを明らかにする書類
 - 三 前項第六号の担保の提供に関する書類として規則で定めるもの
 - 四 その他知事が必要と認める書類
 - 3 申請による換価の猶予期間の延長の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号
 - 二 申請による換価の猶予を受けた期間内に当該申請による換価の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - 三 納付又は納入が困難である金額
 - 四 申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする期間
 - 五 申請による換価の猶予に係る期間内の各月に納付し、又は納入しようとする金額
 - 六 申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする金額が五十万円を超え、かつ、申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする期間が三月を超える場合には、提供しようとする法
第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及びその所在又は担保を提供することができない特別の事情
 - 七 その他参考となるべき事項
 - 4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - 二 収入及び支出の実績及び見込みを明らかにする書類
 - 三 前項第六号の担保の提供に関する書類として規則で定めるもの
 - 四 その他知事が必要と認める書類
 - 5 第十一条の三第七項の規定は、申請による換価の猶予及び申請による換価の猶予期間の延長について準用する。この場合において、同項中「法」とあるのは「法第十五条の六の二第三項において読み替えて準用する法」と、「同条第七項」とあるのは「法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二第七項」と読み替えるものとする。

(担保の徴収)
 - 第十一条の七 知事は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第十六条第一項各号に掲げるものを徴さなければならぬ。ただし、その猶予に係る金額が五十万円以下である場合、その猶予に係る期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 第四十二条の二第一項中「第四十九条の三第一項」を「第四十九条の三」に、「この項」を「この条」に、「又は第六十七条の十八第十項」を「及び第六十七条の十八第十項」に、「含む。」に掲

げる」を「含む。以下この条において同じ。」に掲げる」に改め、「第五項において「徴収の猶予期間」という。」を削り、同項ただし書中「法人税割額」の下に「又はこれらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて法第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額若しくは当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて知事が第五十条の第二項若しくは第二項若しくは法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額」を加え、同条第二項から第六項までを削る。

第四十二条の二の二第一項中「この項」を「この条」に、「第四十九条の四第一項」を「第四十九条の四」に、「含む」を「含む。以下この条において同じ」に改め、「第五項において「徴収の猶予期間」という。」を削り、同項ただし書中「以外」を「又は当該申立てに係る租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて法第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額若しくは当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて知事が第五十条の二第二項若しくは第二項若しくは法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額以外」に改め、同条第二項から第六項までを削る。

第四十九条の三第一項中「又は第六十七条の十八第十項」を「及び第六十七条の十八第十項」に、「含む。」に掲げる」を「含む。以下この条において同じ。」に掲げる」に、「この項」を「この条」に改め、「第五項において「徴収の猶予期間」という。」を削り、同項ただし書中「又は付加価値割額」を「若しくは付加価値割額又はこれらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額に基づいて法第五十三条第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額若しくは当該更正決定に係る法人税額に基づいて知事が法第五十五条第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額」に改め、同条第二項から第六項までを削る。

第四十九条の四第一項中「この項」を「この条」に、「含む」を「含む。以下この条において同じ」に改め、「第五項において「徴収の猶予期間」という。」を削り、同項ただし書中「又は付加価値割額」を「若しくは付加価値割額又は当該申立てに係る租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて法第五十三条第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額若しくは当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて知事が法第五十五条第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額」に改め、同条第二項から第六項までを削る。

第五十七条を次のように改める。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予）

第五十七条 事業を行う個人が租税条約の規定に基づき当該個人に係る条約相手国等の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第四十条の三の三第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から相互協議の申入れがあつた場合には、知事は、当該申立てに係る同条第十二項第一号に掲げる更正決定に係る所得税の額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この条において同じ。）の計算の基礎となつた所得に基づいて課された事業税額を限度として、当該申立てをした者の申請に基づき、その納期限（法第七十二条の六十六第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づいて事業税を課した日（当該合意がない場合その他の令で定める場合にあつては、令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時ににおいて当該事業税額以外の県税の滞納がある場合は、この限りでない。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第四項から第六項までの規定 平成二十八年四月一日

二 第二条中岡山県税条例第五十七条の改正規定及び附則第七項の規定 平成三十年一月一日
（申告書の記載事項等に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の岡山県税条例（以下「新条例」という。）第六条、第四十二条の二の三第二項、第五十二条の二第一項、第五十三条の二第二項、第五十五条の二、第五十七条の二第二項、第五十八条の三第一項、第六十二条、第六十六条の二第一項、第七十条第三項、第八十二条第一項、第四百四条の十一第二項、第四百四条の十八、第四百四条の二十第一項、第四百四条の二十一第一項、第四百四条の二十五第二項、第一百八条第一項、第一百九条の二第二項、第一百三十三条の二第二項及び第六十七条第二項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申告書等について適用し、施行日前に提出した申告書等については、なお従前の例による。

3 新条例第八十条第二項の規定は、平成二十八年一月以後の月分の申告書について適用し、同年一月前の月分の申告書については、なお従前の例による。

（徴収の猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

4 附則第一項第一号に掲げる規定による改正後の岡山県税条例（以下「第一号新条例」という。）第十一条の二及び第十一条の三並びに第十一条の七（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。）第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予に係る部

分に限る。)の規定は、附則第一項第一号に定める日(以下「第一号施行日」という。)以後に申請される新法第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予について適用する。

5 第一号新条例第十一条の四及び第十一条の七(新法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、第一号施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用する。

6 第一号新条例第十一条の五及び第十一条の六並びに第十一条の七(新法第十五条の六第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、第一号施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

(事業税に関する経過措置)

7 附則第一項第二号に掲げる規定による改正後の岡山県税条例第五十七条の規定は、同号に定める日以後に同条の申請が行われる場合について適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

8 新条例附則第十四条の七の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

過疎地域における県税の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十四号

過疎地域における県税の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(過疎地域における県税の特例に関する条例の一部改正)

第一条 過疎地域における県税の特例に関する条例(昭和四十五年岡山県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「第三号」を「第四号」に、「第五号」を「第六号」に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)

第三条第三項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 個人番号又は法人番号

第四条第三項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 個人番号又は法人番号

(離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例の一部改正)

第二条 離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例（平成五年岡山県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第三号」を「第四号」に、「第五号」を「第六号」に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）

第三条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 個人番号又は法人番号

第四条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 個人番号又は法人番号

（特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例の一部改正）

第三条 特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例（平成十三年岡山県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）

第三条第二項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 法人番号

第四条第二項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 法人番号

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分又は平成二十八年以後の年分の申請書について適用し、施行日前に開始した事業年度分又は平成二十八年前の年分の申請書については、なお従前の例による。

一 第一条の規定による改正後の過疎地域における県税の特例に関する条例（以下「新過疎特例条例」という。）第二条第六項

二 第二条の規定による改正後の離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例(以下「新離島特例条例」という。) 第二条第五項

三 第三条の規定による改正後の特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例(以下「新特定非営利活動法人特例条例」という。) 第二条第三項

3 次に掲げる条例の規定は、施行日以後に提出する申請書について適用し、施行日前に提出した申請書については、なお従前の例による。

一 新過疎特例条例第三条第三項及び第四条第三項

二 新離島特例条例第三条第二項及び第四条第二項

三 新特定非営利活動法人特例条例第三条第二項及び第四条第二項

岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十五号

岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例

岡山県産業廃棄物処理税条例(平成十四年岡山県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。第十条第二項第一号及び第十三条第一項第一号において同じ。)又は法人番号(同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。第十条第二項第一号及び第十三条第一項第一号において同じ。)

第十条の見出しを「(納税の猶予)」に改め、同条第二項中「、法第十五条の規定による場合のほか」を削り、「その徴収猶予は、分割徴収の方法によることを妨げない」を「当該徴収金について、当該徴収猶予をする金額を分割して納入させることができる」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならぬ。

一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号

二 最終処分料の料金及び産業廃棄物処理税の全部又は一部を前条の納期限までに受け取ることができることなき事実があること。

三 前号の事実に基づきその納入すべき産業廃棄物処理税に係る徴収金の全部又は一部を一時に納入することができない事情の詳細

四 徴収猶予を受けようとする金額及びその期間

五 前号の金額を分割して納入しようとする場合は、その旨、分割して納入する期限及び当該期限

ごとに納入する金額

六 その他参考となるべき事項

第十条に次の一項を加える。

- 4 前三項に定めるもののほか、納税の猶予については、岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）第十一条の二から第十一条の七までの規定の例による。
- 第十三条第一項第一号を次のように改める。
- 一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号
- 第十六条第一項中「（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）」を削る。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第十条及び第十六条第一項の改正規定並びに附則第三項の規定は、同年四月一日から施行する。

（申請書の記載事項等に関する経過措置）

- 2 改正後の第八条第二項及び第十三条第一項の規定は、この条例の施行の日以後に提出する申請書又は同日以後にされる届出について適用し、同日前に提出した申請書又は同日前にされた届出については、なお従前の例による。

（納税の猶予に関する経過措置）

- 3 改正後の第十条第二項及び第四項の規定は、附則第一項ただし書に規定する日以後に行われる納税の猶予について適用する。

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十六号

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例

（趣旨）

- 第一条 この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第二項の規定により、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第四号に規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）内において同法第十七条の二第四項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「認定整備計画」という。）に従って地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成二十七年総務省令第七十三号。以下「地域再生法省令」という。）第二条第一号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に係る県税の不均一の課税について、岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号。以下「県税条例」という。）の特例を定めるものとする。

(事業税の不均一課税)

第二条 知事は、地域再生法省令第一条に規定する公示日(以下「公示日」という。)から平成三十年三月三十一日までの間に、地域再生法第十七条の二第三項の規定により同条第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という。)の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者(同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。)であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで(同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、地方活力向上地域内において当該認定整備計画に従つて特別償却設備を新設し、又は増設した者については、その者の申請により、当該特別償却設備を事業の用に供した日(以下「供用開始日」という。)の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税の税率を、県税条例の規定にかかわらず、県税条例に定める率に、次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た率とすることができる。

- 一 供用開始日の属する年又は事業年度 二分の一
- 二 供用開始日の属する年又は事業年度の翌年又は翌事業年度 四分の三
- 三 供用開始日の属する年又は事業年度の翌々年又は翌々事業年度 八分の七
- 2 前項の特別償却設備に係るものとして計算した額は、地域再生法省令第三条に規定する計算方法の例により算定した額とする。
- 3 第一項の規定により事業税の不均一の課税の申請をする同項の認定事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特別償却設備であることを証する書類を添付して、県税条例第四十九条又は第十五条の規定による申告をする際に、知事に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び代表者の氏名
 - 二 住所又は所在地
 - 三 個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)

四 事業の種類

- 五 地域再生法省令第三条に規定する固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数又は従業者の数
 - 六 その他参考となるべき事項
- (不動産取得税の不均一課税)

第三条 知事は、公示日から平成三十年三月三十一日までの間に、地域再生法第十七条の二第三項の規定により整備計画の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで(同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、地方活力向上地域内において当該認定整備計画に従つて特別償却設備を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)

については、その者の申請により、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率を、県税条例の規定にかかわらず、県税条例に定める率に十分の一を乗じて得た率とすることができる。

2 前項の規定により不動産取得税の不均一の課税の申請をする特別償却設備設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、県税条例第六十二条の規定による申告をする際に、知事に提出しなければならぬ。

- 一 氏名又は名称及び代表者の氏名
- 二 住所又は所在地
- 三 個人番号又は法人番号
- 四 事業の種類
- 五 不動産の種類、所在、取得年月日並びに土地にあつては地番、地目、地積及び家屋の着工予定年月日、家屋にあつては家屋番号、種類、構造、床面積及び用途
- 六 その他参考となるべき事項

（固定資産税の不均一課税）

第四条 知事は、特別償却設備設置者については、その者の申請により、当該特別償却設備である地方税法第七百四十条に規定する大規模の償却資産（公示日以後に取得したものに限る。）に対して課する固定資産税の税率を、同法第三百四十二条の規定により市町村が最初に固定資産税を課すこととなる年度（以下「課税開始年度」という。）以降三箇年度を限度として、県税条例の規定にかかわらず、県税条例に定める率に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た率とすることができる。

- 一 地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業を実施する者 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
- イ 課税開始年度 零
- ロ 課税開始年度の翌年度 四分の一
- ハ 課税開始年度の翌々年度 二分の一
- 二 地域再生法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業を実施する者 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
- イ 課税開始年度 零
- ロ 課税開始年度の翌年度 三分の一
- ハ 課税開始年度の翌々年度 三分の二

2 前項の規定により固定資産税の不均一の課税の申請をする特別償却設備設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、県税条例第三百三十二条の規定による申告をする際に、知事に提出しなければならぬ。

- 一 氏名又は名称及び代表者の氏名
- 二 住所又は所在地
- 三 個人番号又は法人番号
- 四 事業の種類
- 五 償却資産の種類及び取得年月日
- 六 その他参考となるべき事項
(その他)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第三項第三号、第三条第二項第三号及び第四条第二項第三号の規定並びに附則第五項及び第六項の規定は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この条例の規定(前項から附則第六項までの規定を除く。)は、平成二十七年十月二日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 3 第二条の規定の適用を受けようとする者で、適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「遡及適用期間」という。)に特別償却設備を新設し、又は増設したものについては、その者の同条第三項の申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と施行日から起算して三十日を経過した日とのいずれか遅い日とする。
- 4 第三条の規定の適用を受けようとする者で、遡及適用期間に特別償却設備である家屋及びその敷地である土地を取得したものについては、その者の同条第二項の申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と施行日から起算して三十日を経過した日とのいずれか遅い日とする。
- (経過措置)
- 5 第二条第三項第三号の規定は、平成二十八年以後の年分又は同年一月一日以後に開始する事業年度分の申請書について適用する。
- 6 第三条第二項第三号及び第四条第二項第三号の規定は、平成二十八年一月一日以後に提出する申請書について適用する。

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第六十七号

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例の一部を改正する条例

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例（平成十七年岡山県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の三の表中

ロッカー	一台一月につき	一三〇円
------	---------	------

を

ロッカー	一台一月につき	一三〇円	
複写機	一枚につき	五円	
印刷機	製版	一回につき	五〇円
	印刷	十枚につき	一〇円

に改め、同表の備考中「利用期間」の下に「若しくは印刷の枚数」を、「の期間」の下に「又は枚数」を加え、別表の四中「複写機 印刷機 丁合機」を「丁合機」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第六十八号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する等の条例

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第一条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中十三の項を削り、十三の二の項を十三の項とする。

（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の廃止）

第二条 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成十五年岡山県条例第六十二号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第三十二条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる同項の発行手数料については、第一条の規定による改正前の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一の十三の項の規定は、なおその効力を有する。

岡山県環境への負荷の低減に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十九号

岡山県環境への負荷の低減に関する条例の一部を改正する条例

岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第六十八条の次に次の一条を加える。

（適用除外）

第六十八条の二 知事に土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十四条第一項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る土地の土壤の汚染及び当該汚染に起因する地下水の汚染については、当該申請がされてから当該申請に対する同法第十六条第一項に規定する要措置区域等に指定する旨の公示がされ、又は指定しない旨の通知が申請者に到達するまでの間は、前二条の規定は、適用しない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、当該報告又は公示に係る土地の土壤の汚染及び当該汚染に起因する地下水の汚染については、第六十五条から前条までの規定は、適用しない。

一 知事に土壤汚染対策法第三条第一項、第四条第二項又は第五条第一項の規定による報告があつたとき。

二 前項の公示があつたとき。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第六十八条の二の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請又は報告に係る土地の土壤の汚染及び当該汚染に起因する地下水の汚染について適用する。

岡山県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七十号

岡山県がん対策推進条例の一部を改正する条例

岡山県がん対策推進条例（平成二十六年岡山県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「拠点病院等」を「医療機関」に、「地域がん登録（一定の地域内における患者の罹患状況、受療状況、生存率の動向等に関する情報を収集し、登録する取組）」を「全国がん登録（が

ん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二条第三項に規定する全国がん登録をいう。）を適切に実施するほか、医療機関内がん登録（当該医療機関において診療が行われたがんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、及び保存すること）に改め、同条第二項中「拠点病院等は、院内がん登録（病院において診断を行った患者の診断、治療、予後等に関する情報を収集し、登録する取組をいう。以下同じ。）」を「医療機関は、医療機関内がん登録」に改め、同条第三項中「県及び」を削り、「地域がん登録及び院内がん登録」を「医療機関内がん登録」に、「収集された」を「記録された」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日に診断を受けたがん患者に係る改正前の第十八条第一項に規定する地域がん登録については、同項及び同条第三項の規定は、なおその効力を有する。

岡山県がん登録審議会条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七十一号

岡山県がん登録審議会条例

（設置）

第一条 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関として、岡山県がん登録審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第二条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、がん登録等の推進に関する法律第十八条第三項に規定する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

（任期）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第五条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会

長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、保健福祉部において行う。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七十二号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年岡山県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三十六の項中(5)を削り、(6)を(5)とし、同項(7)中「(6)」を「(5)」に改め、同(7)を同項(6)とし、同項中(8)を(7)とし、(9)から(19)までを一ずつ繰り上げる。

(岡山県土木関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岡山県土木関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五十二号中「第三十二条の四第一項第五号ロ」を「第三十二条の四第一項第六号ロ」に改め、同項第七十二号中「第六条第一項第五号ロ」を「第六条第一項第六号ロ」に改める。

(岡山県建築審査会条例の一部改正)

第三条 岡山県建築審査会条例(昭和二十五年岡山県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任期満了後であつても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年十二月

二十六日から施行する。

社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七十三号

社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例
社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「三十歳以上の者であつて、」を削り、「もの」を「者」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七十四号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十六年岡山県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八項及び第九項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七十五号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十七の項中「岡山市」の下に「(医療施設調査規則第四条第二項第一号ホ及びへに掲げる病院に係るものに限る。)」を加える。

別表第二の二十二の項の次に次の一項を加える。

二十二の二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和五十年厚生省令第三十四号)並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)に基づく事務

各町村(社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を設置する町村を除く。)

附則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、別表第一の四十七の項の改正規定は、公布の日から施行する。

岡山県職業訓練関係手数料徴収条例及び岡山県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七十六号

岡山県職業訓練関係手数料徴収条例及び岡山県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例(岡山県職業訓練関係手数料徴収条例の一部改正)

第一条 岡山県職業訓練関係手数料徴収条例(昭和三十四年岡山県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条の六第二項」を「第十五条の七第二項」に改める。

(岡山県立職業能力開発校条例の一部改正)

第二条 岡山県立職業能力開発校条例(昭和四十四年岡山県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十五条の六第一項ただし書」を「第十五条の七第一項ただし書」に改め、同条第二項中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七十七号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中五十八の項を削り、五十九の項を五十八の項とし、六十の項を五十九の項とし、六十一の項を六十の項とし、同表の六十二の項中「この項」の下に「及び次項」を加え、「岡山市にあっては、二及びホに係るもの並びにへからちまでに係るもの（二に規定する許可に係るものに限る。）」を「法第四条第一項に規定する指定市町村」に改め、同項イ中「許可」の下に「（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合を除く。）」を加え、同項ロを削り、同項ハ中「許可」の下に「（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について所有権等を取得する場合を除く。）」を加え、同ハを同項ロとし、同項ニ及びホを削り、同項ヘ中「、ハ及びニ」を「及びロ」に、「リ」を「へ」に改め、同へを同項ハとし、同項ト中「、ハ及びニ」を「及びロ」に、「リ」を「へ」に改め、同トを同項ニとし、同項チ中「、ハ及びニ」を「及びロ」に、「リ」を「へ」に改め、同チを同項ホとし、同項リ中「ハ」を「ロ」に改め、同リを同項へとし、同項ヌ中「附則第二項第一号及び第三号の規定による農林水産大臣との協議」を「第五十二条の四の規定による措置の要請の受理」に、「ハ」を「ロ」に、「許可」を「許可並びにへに規定する許可の取消し等」に改め、同ヌを同項トとし、同項を同表の六十一の項とし、同項の次に次の一項を加える。

<p>六十二 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第十八条第一項の規定による農地及び採草放牧地の賃貸借の解除等の許可</p> <p>ロ 法第十八条第三項の規定による意見の聴取</p> <p>ハ 法第四十九条第一項の規定による立入調査等（イに規定する許可に係るものに限る。）</p> <p>ニ 法第四十九条第三項の規定による通知及び公示（イに規定する許可に係るものに限る。）</p> <p>ホ 法第五十条の規定による報告の徴取（イに規定する許可に係るものに限る。）</p>	<p>各市町村（岡山市を除く。）</p>
--	----------------------

別表第一の六十三の項中「各市町村」の下に「（法第十五条の二第一項に規定する指定市町村を除く。）」を加え、同項ロ中「の規定」を「及び第七項の規定」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎ 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に鑑み、年金たる補償及び休業補償の額の併給調整の対象に追加費用対象期間を有する者に支給される共済年金を加える等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県税条例の一部を改正する条例について
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に鑑み、県税の減免の申請書等の記載事項に個人番号又は法人番号を加えるとともに、地方税法の一部改正に鑑み、徴収の猶予及び換価の猶予について必要な事項を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 過疎地域における県税の特例に関する条例等の一部を改正する条例について
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に鑑み、事業税等に係る課税免除の申請書の記載事項に個人番号又は法人番号を加えることとする等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例について
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に鑑み、特別徴収義務者の登録に係る申請書の記載事項に個人番号又は法人番号を加えるとともに、地方税法の一部改正に鑑み、徴収猶予の申請をしようとする特別徴収義務者が提出する申請書の記載事項を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 地方活力向上地域における県税の特例に関する条例について
地域再生法の一部改正に鑑み、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、事業税等の不均一課税に関し必要な事項を定めたものである。

◎ 岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例の一部を改正する条例について
岡山県ボランティア・NPO活動支援センターの円滑な管理運営を図るため、複写機及び印刷機の利用料金の基準額を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する等の条例について
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、知事の権限に属する事務のうち各市町村が処理することとしている事務から、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例に基づく発行手数料の徴収等に関する事務を除く等所要の改正を行うものであ

る。

◎ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例の一部を改正する条例について

土壌及び地下水の汚染に関する規制に係る有害物質取扱事業所の設置者の事務負担の軽減を図るため、土壌汚染対策法に基づく報告等があったときは、当該報告等に係る土地の土壌の汚染及び当該汚染に起因する地下水の汚染について汚染の発見時の届出等に関する規定を適用しないこととする等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県がん対策推進条例の一部を改正する条例について

がん登録等の推進に関する法律の施行に鑑み、院内がん登録を医療機関内がん登録に改める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県がん登録審議会条例について

がん登録等の推進に関する法律の施行に鑑み、岡山県がん登録審議会を置いたものである。

◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に鑑み、知事の権限に属する事務のうち岡山市及び倉敷市が処理することとしている事務から、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく高度管理医療機器等営業所管理者の兼務の許可に関する事務を除くこととする等所要の改正を行うものである。

◎ 社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、施設長の資格要件から年齢に関する要件を除くこととする等所要の改正を行うものである。

◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、幼保連携型認定こども園の食事の提供に係る特例を廃止したものである。

◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に鑑み、特別児童扶養手当等の支給に関する法律等に基づく知事に提出すべき書類の受理等に関する事務を社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を設置する町村を除く各町村が処理することとする等所要の改

正を行うものである。

◎ 岡山県職業訓練関係手数料徴収条例及び岡山県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例について

職業能力開発促進法の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。

◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

農地法等の一部改正に鑑み、同法に基づく農地を農地以外のものにするものの許可等に関する事務を処理することとしている市町村から指定市町村を除くこととする等所要の改正を行うものである。